

I期・七世紀第3四半期～第4四半期

II期・七世紀末

～八世紀第3四半期

III期・八世紀第1四半期～第3四半期

IV期・八世紀第4四半期～九世紀第4四半期

V期・九世紀第4四半期～十世紀第3四半期

この間には施設の変化が認められ、鞠智城の役割が変質していたことが窺える。役割の変化は、当然管理主体が変化する原因ともなり得るものである。そして、古代の地方行政の在り方を考える上では、時代毎に異質な施設をどこが主体となつて利用・管理していたのか、という点に留意すべきである。

年代	鞠智城跡の変遷			関連事項	
	鞠智城 I期				
7C 3	掘立柱建物の建築	城門の構築（深迫・堀切・池/尾門）	貯水池の造成	土壌築の構築	・白村江の敗戦（663） ・伊人・姫設置（664） ・長門國城築（665） ・大野・椎城築（665） ・金田・臣崎・高安城築（667）
8C 1	建物配置の改変				・大野・基牌・鞠智城築治（698） ・稚・三野城築治（699） ・高安城築治（698・699） ・高安城築（701） ・備後國城築・常城停める（719）
8C 2	礎石建物の出現				
8C 3					
8C 4	礎石建物の大型化		池中心部 廃絶		・肥後國が大國に昇格（795）
9C 1					
9C 2					
9C 3					・菊池城院、兵庫設喚。不動倉 11 宇火（858） ・肥後國山本郡設置（859） ・菊池城院、兵庫設喚（879）
9C 4	礎石建物の再建				
10C 1					
10C 2					
10C 3					
鞠城					

第2図 鞠智城跡の変遷表

初見記事である『続日本紀』の記事では大宰府に「繕治」を行わせるとある。

次の『日本文德天皇実録』の天安二年二月の記事には肥後国の報告が記され、大宰府についての記述はない。同年六月の記事は、大宰府の報告を記載するが、これは西海道全体に亘る暴風雨の被害を記した後、「菊池城院」での事象を報告しており、大宰府が西海道全体の被害と肥後国からの「菊池城院」の事案とをまとめて報告したものであるとするべきであり、大宰府が「菊池城院」の事案を自らの管轄の中で情報を得て、それを中央に報告したとは断言できないだろう。

『日本三代実録』の元慶三年の記事は、豊前国・肥後国の記事が別々に記されており、両国からの報告を大宰府がまとめて中央に申上した可能性もあるが、あくまで両国の別個の報告として記されている。つまり、六国史においては、七世紀末の「繕治」記事において、鞠智城の修理に大宰府が中心となつて関与していたことは疑いないが、九世紀の記事においては、起きた出来事の報告に関しては、大宰府を経由した蓋然性はあるが、報告主体そのものは肥後国であつたと言える^⑤。

大宰府は周知のよう朝鮮半島の直近にあり、外交の役割を担いながら、西海道の地方行政全体をも担当している。道単位で置かれた官司ということで、畿内や西海道以外の六道とは異なり中央すなわち太政官と各國の間にある唯一の令制官司であつた。限られた鞠智城に関する記事は、大宰府の地方行政上の役割に対して示唆を与えるものであろう。

その点を踏まえ、先述の鞠智城に関する六国史の記事を見てみると、大宰府の記述があるものとないものとがある。まず、鞠智城の

そこで、本稿では鞠智城の所見記事を出発点として、西海道の地

方行政における大宰府の在り方について検討したい。地方行政区画としての「道」^(七)には、限られた一時期を除き^(八)、常置の官司は置かれなかつた。その点からも、西海道を統括する大宰府は特筆すべき存在であり、そこに見える地方行政上のありかたを検討することによつて、日本古代における地方支配の一つの側面を解明できるものと考へる。

一、「繕治」記事と大宰府

(一) 令文上の大宰府の職掌規定

まず、古代における大宰府の基本的な在り方を検討するため、養老令の規定する大宰府の職掌について見ていきたい^(九)。大宰府の

大宰府	国
祠社、戸口簿帳、字養百姓、勧課農桑、糾察所部、貢挙、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闡遺雜物、寺、僧尼名籍、蕃客帰化、饗讌、	祠社、戸口簿帳、字養百姓、勧課農桑、糾察所部、貢挙、孝義、田宅、良賤、訴訟、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闡遺雜物、寺、僧尼名籍、
	饗給、征討、斥候（陸奥・出羽・越後）
	惣知鎮押、坊守、蕃客、帰化（壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅）
	閑割、閑契（三閑国）

官人編成や職掌は、職員令69大宰府条^(一〇)に規定される。大宰府全体の管轄事項は、帥の職掌^(一一)として記される。また、四等官^(一二)の官人の後には、個別の職掌を持つ大工・少工などが記される。

これらの職掌の中で、鞠智城に關係するのは帥の職掌のうちの「倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹」「烽候・城牧」と大工の職掌の「城隍」「戎器・諸営作事」とであろう^(一三)。

では、これらの職掌が大宰府

のみに与えられたものかというとそうではない。国司の職掌については職員令70大国条^(一四)に守の職掌として見える^(一五)。そこには、三閑国や辺境国に特別な職掌が定められている他は、大宰府の職掌と共に通するものが多く見え、先述の職掌が大宰府と国司に共通するものであつたことがわかる（第1表）。つまり、令文の規定では城の修理は大宰府も国も行い得たのであり、そこに大宰府が主体となることへの必然性は存在しない。

大宰府が城の建設や管理に関わるという記述は、『続日本紀』の大宰府に大野・基肄・鞠智の三城の修理を行わせたという記事とも合致する。しかし、なぜ筑前国（筑紫）や肥後国に行わせなかつたのかという疑問が残る。

しかし、そもそも問題にせねばならないのは、今ここで確認した職掌規定は養老令に規定されたものであり、大宝令に規定されたものであつたのか^(一六)という点と、そもそも「繕治」記事は大宝令施行の三年前の飛鳥淨御原令制下である点である。養老令（や大宝令）の規定に適合するものであつたとしても、同じような条文が飛鳥淨御原令にあつたかどうかは俄に断言できない^(一七)。しかし、飛鳥淨御原令については、その条文を復原し窺うことはできず、その段階での大宰府での役割を条文上判断することはできない。

少し遡つて見てみると、先述の『日本書紀』天智天皇四年の大野城・基肄城の建設記事では、「繕治」記事とは異なり、特に大宰府の記述は見られない^(一八)。勿論、この段階ではまだ体系的な法典は存在せず、令制下のように明白な職務の分担が行われていたとは考えづらい。このような記述については、大宰府が行つたものが記されなかつたのか、国家が建設を行つたために記されなかつたのか、とい

う問題がある。しかし、言うまでもなく大野城・基肄城は、白村江の敗戦後の国家の危機的状況の下に建設されたものであり、当然國家が主導権を持つて建設したものであろう。そうすると、三〇年以上後の「繕治」の段階とは事情が異なつていたと考えるべきであろう。

国家にとつての三城の役割が低下したために大宰府に移管したのか、もしくは大宰府の在り方が変化したために、大宰府に任せることができるようになつたのか、といった可能性が残る。ここで『日本書紀』持統天皇三年（六八九）九月己丑（一〇日）条を見ると、

九月庚辰朔己丑。遣直広参石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣蟲名等於筑紫、給_二送位記_一。且監_二新城_一。

とある。ここで、石上麻呂や石川蟲名に新城を監督させている。「繕治」記事の九年前の段階で国家が筑紫の「新城」（^二九）に積極的に関与している様子が見え、山城の管理に関与していた姿勢が見える。そのため、その後九年で筑紫の城、それも大宰府を守る役割を持つ大野城・基肄城を含めた三城の役割が低下するとも考えがたく、「繕治」記事における「大宰府」記載の理由は、大宰府そのものの変質に求めるべきではないだろうか。

再び、令文の問題に戻りたい。言うまでもなく、日本の律令制は唐の律令制を規範して作られた（^{一〇}）ものである。そのため、条文についても日本令と唐令（^{一一}）との間に対応関係が見られる場合が多い。勿論、令の篇目の中でも職員令は官司やその中の官人編成や職掌について規定したものなので、日本の独自性が色濃く出る部分であり、日本令と唐令との間に明白な対応関係を見いだすことが困難な篇目である。しかし、日本令の文言の理解のために、確認しておきたい。

唐の職員令のうち、地方官について定めているのは州県鎮戍獄瀆関津職員令である。ここや『唐六典』（^{一一一}）に見える地方官司は

京兆・河南・太原府

大都督府・中都督府・下都督府

上州・中州・下州

京県・畿県・諸県（上県・中県・中下県・下県）

大都護府・上都護府

鎮（上鎮・中鎮・下鎮）戍（上戍・中戍・下戍）五嶽四瀆、閥（上

閥・中閥・下閥）、津

である。ここで、令文の構造上大宰府と対応するのは何か検討する必要がある。煩雑を避けるため、具体例を挙げることは控えるが、一般的には唐令の「州」は日本令では「国」に書き換えられ、唐令の「県」は日本令では「郡」に書き換えられる傾向がある（^{一一二}）。そのように考えると大宰府に対応するものとは考えがたいだろう。

ここで、都護府の職掌についての『唐六典』を見ると、
都護・副都護之職、掌撫_二慰諸蕃_一、輯_二寧外寇_一、覬_二候姦譖_一、
征討_二携離_一、長吏・司馬式焉。諸曹如_二州・府之職_一。

とある。対外的な職掌などの共通点はあるが、同一とは見なしがたい。『通典』（^{一一四}）に見える都督府（^{一一五}）の職掌を見ると、
掌所管都督諸州城隍・兵馬・甲仗・食糧・鎮戍等とある。これは諸州の城隍以下の軍事施設に関する権限を持つことを示している。そして、『唐会要』卷六八に見える景雲二年（七一二）六月二八日の制勅には

天下分置_二都督府_一二十四、令_二都督糾_一察所管州刺史以下官人善惡。

とあり、都督府が州以下の官人を監督していたことが示されている。この規定そのものは日本の大宝令施行後であるため、当然大宝令に直接影響を与えたものとは考えがたいが、こちらの方がより大宰府に近い存在であるということができよう（二七）。

先述のように、大宰府や国司の個別具体的な職掌は長官のそれにまとめて記載されている（二七）。しかし、唐令においては、都督の職掌には具体性が見られるが、他の地方官人たとえば州官の長官の職掌は、抽象的規定に留まり、日本の国司の守に見えるような個別の職掌は、州に属する参軍事（二八）のものとして規定される。

このことからも、日本令の大宰府や国司の職掌については日本令が何らかの方針の下に長官の職掌として記した可能性が高いとせねばならない（二九）。

つまり、以上の点をまとめると、養老職員令69大宰府条は、都督府や都護府の在り方との関連が見られるが、明白に対応する唐令条文は見られない。むしろ、先述の職掌の共通性から（第1表）、州の参軍事の職掌を取捨選択して設けられた国守の職掌に合わせた形で大宰帥の職掌が立文されたと考えた方が自然であろう。そこに外交的権能を加え、規模に応じた組織構成員を列举したと考えるべきであろう。

そのように考えると、国司に近い職務でありながらも、複数の国を統括する存在であつたために、複数州の（軍事を）統括する都督府になぞらえて立条したのが大宰府条であるということができるよう。以上に、職員令に見える大宰府について見てきたが、他の篇目に見える大宰府について見てみたい。しかし、他の篇目で大宰府について規定するものは二つだけである。一つ目が軍防令20衛士向京条

である。そこには

凡衛士向京、防人至津之間、皆令國司親自部領。へ衛士至
レ京之日、兵部先檢「閱戎具」、分配三府。若有闕少者、隨事
推罪。」自津發日、專使部領、付大宰府。其往還、在路不得
丁前後零賈、使丙侵犯百姓、及損害田苗、研乙伐桑漆之類甲。
若有違者、國郡錄レ状申レ官。統領之人、依法科レ罪。軍行亦准
レ此。

とある。これは衛士や防人の行路における監督についての条文である。大宰府に報告することを定めている。この規定は防人を管理する大宰府の特異性に基づくものである。

また、公式令10飛駅上式条では大宰府が上奏や上申をする場合、国司などに準ずることを定めている。これは太政官のすぐ下にある大宰府という特異な存在のための記述であろう。

以上に、令文に見える大宰府について、唐令も踏まえつつ検討を行つた。令文中の大宰府は国司と近い存在でありますながらも、立条されるという特異な存在であることが想定できた。

しかし、大宰府（と国司）の職掌の在り方が、唐令に由来するとしても、それがいつのものかははつきりとしない。養老令そしておそらくは大宝令までは遡りうるであろうが、「繕治」記事はあくまで飛鳥淨御原令制下であり、飛鳥淨御原令の令文は明らかではない。そして、唐令の継受関係も上述のように曖昧な以上、唐令と大宝令の間として飛鳥淨御原令を考えることもできない。そのため、これ以上令文によつて大宰府について検討することは困難である。そこで、ここで問題にする鞠智城や他の山城の大宝令制定以前の記事により検討してみたい。

(二) 山城の記事と大宰府

第2表 山城の所見記事

出典	所載	内容
『日本書紀』	天智天皇三年(664)是歲条	対馬・壱岐・筑紫などに防人と烽を置き、筑紫に水城を築く。
	天智天皇四年(665)八月条	長門に城を築かせ、筑紫に大野・基肄城を築かせる。
	天智天皇六年(667)十一月是月条	倭国に高安城、讃岐に屋島城、対馬に金田城を築く。
	天智天皇八年(669)八月己酉(3日)条	高安城の修理を議論する。
	同年是冬条	高安城を修理し、田税を納める。
	天武天皇元年(672)六月丙戌(26日)条	壬申の乱に際し、筑紫大宰が近江朝廷側の要請を拒否。
	同年七月壬寅(13日)条	高安城を巡る攻防。
	天武天皇四年(675)二月丁酉(23日)条	天武天皇が高安城に行幸。
	持統天皇三年(689)九月己丑(10日)条	石上麻呂らに筑紫の新城を監察させる。
	同年十月庚申(11日)条	持統天皇、高安城に行幸
『続日本紀』	文武天皇二年(698)五月甲申(25日)条	大宰府に、大野・基肆・鞠智の三城を修理させる。
	同年八月丁未(20日)条	高安城を修理させる。
	文武天皇三年(699)九月丙寅条	高安城を修理させる。
	同年十二月甲申(4日)条	大宰府に三野・稻積城を修理させる。
	大宝元年(701)八月丙寅(26日)条	高安城廢止。
	和銅五年(712)正月壬辰(26日)条	河内国高安城を廃し、河内国高見烽・大倭国春日烽を置く。
	同年八月庚申(23日)条	元明天皇高安城に行幸
	養老三年(719)十二月戊戌(15日)条	備後国の茨城・常城を停める。
	天平勝宝八歳(756)六月甲申(22日)条	大宰大式吉備真備に怡土城を築かせる。
	天平宝字三年(759)三月庚寅(24日)条	大宰府管内の防人を築城に用いることを許可する。
『類聚三代格』	天平神護元年(765)三月辛丑(10日)条	怡土城築造・水城修理の専知官を置く。
	神護景雲二年(768)二月癸卯(28日)条	筑前国怡土城成る。
『日本文德天皇実錄』	天長三年(826)十一月三日太政官符	大宰府管内の兵士を廃止し、選士・衛卒を置き、衛卒に大野城の修理を行わせる。
『日本文德天皇実錄』	天安二年(858)閏二月丙辰(24日)条	菊池城院の兵庫の鼓が鳴る。
	同年六月己酉(20日)条	菊池城院の兵庫の鼓が鳴る。不動倉に火災。
『類聚三代格』	貞觀十二年(870)五月二日太政官符	大野城の器仗を大宰府庫の器仗に準じて検定させる。
『日本三代実錄』	貞觀十七年(875)六月二十日辛未条	鳥が肥後国菊池郡倉舎の草をかみ抜く。
『類聚三代格』	貞觀十八年(876)三月十三日太政官符	大野城の衛卒の糧米を城庫に納めさせる。
『日本三代実錄』	元慶三年(879)十六日丙午条	菊池郡城院の兵庫の戸が鳴動。

いということである。山城の建設は（中央から）人を派遣するか、太宰府に命じており（^{（三〇）}）、先に見たように国家が中心的な役割を果たしている。

また、大野城・基肄城の建設の際に派遣された百濟の亡命貴族も、両城の建設に際し、国家からその技術を期待されたものであつたのであるう。

そうすると、文武朝の「大宰府」には山城の修理を行う何らかの必然性があつたと考えられる。その組織が何らかの権限をその段階で持ち得たからこそ、大野城・基肄城建設の段階で関与が見えないか。大宰府が関与し得たのではないか。

そこで着目したいのは、『日本書紀』天武天皇元年（六七一）六月丙戌（二六日）条である。そこには

鞠智城と大宰府との関係を検討するため、他の山城に関する史料を見てみたい。第2表は六国史・『類聚三代格』所見の山城に関する記載とその内容である。

これらの記事から分かるのは、山城関連記事において、国名はその所在地を示すのには用いられるが、官司としての国の組織は出てこな

即殺。於是、磐手到_二吉備國_一、授_レ符之日、給_二広嶋_一令_レ解_レ刀_一。磐手乃拔_レ刀以殺也。男至_二筑紫_一、時栗隈王、承_レ符曰、筑紫國者、元成_二辺賊_一之難_一也。其峻_レ城深_レ隍、臨_レ海守者、豈為_二内賊_一耶。今畏_レ命而發_レ軍、則國空矣。有_二倉卒之事_一、頓社稷傾之。然後、雖_二百殺_レ臣_一、何益焉。豈敢背_レ德耶。輒不_レ動_レ兵者、其

是縁也。

とある。これは壬申の乱で、大海人皇子側が東国に入つたという情報を見た近江朝廷側が軍事的支援を吉備・筑紫に要請した際の記事である。要請を受けた「筑紫大宰」の栗隈王は筑紫の国防上の重要性を使者に説明し、軍を動かすことはできないとし、使者を追い返している。使者は、相手が従わない場合殺すよう指示を受けていたが、栗隈王の子一人が剣を携えその場にいたため、結局使者は何もできずに帰つた、という『日本書紀』の壬申紀の記述の中でも著名な部分である。この記述には、近江朝廷側の命令を「符」と記すなど、後世の知識を用いた潤色を行つた可能性もあり、また勝者の天武天皇の立場からの記述に偏つている可能性もある。

しかし、ここで重要なのは「筑紫大宰」が、ある程度独立して軍事力を動員する権限を持つていたことと、その管理下である筑紫に城や隍（堀）があつたことである。そしてそれらが（口実である可能性もあるが）国防上重要な存在であるということである。

勿論、人員を動員することは在地の有力者であれば可能であつたであろう。しかし、栗隈王は敏達天皇の孫^(三)であるとされるため、中央から派遣された人物なのだろう。

当然、軍事力を動員することは「繕治」とは異なる。しかし、人員を動員するという点では共通しており、筑紫大宰が持つていた権限が後の大宰府の権限へと移行したものと考えられるのではないか。では、そのように考えると壬申の乱の段階でこのようない権限を持っていた「筑紫大宰」とはどのような存在であったのかを検討したい。

(三) 「筑紫大宰」とその職務

ここでは筑紫大宰についてその実例を踏まえながら検討したい。

「筑紫大宰」の語は『日本書紀』から『続日本紀』の中に散見する(第3表)。その初見記事は推古天皇一七年(六〇九)四月庚子(四日)条^(三)である。これは百濟からの渡来人についての記述である。また皇極天皇二年(六四三)にも^(三)、百濟・高句麗からの使について報告している。次いで見えるのが、天智天皇一〇年(六七一)一月癸卯(一〇日)条である。そこには

十一月甲午朔癸卯。対馬国司、遣_レ使於筑紫大宰府_レ言、月生二日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝婆娑・布師首磐、四人、從_レ唐来曰、唐国使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、總合二千人、乗船冊七隻、俱泊_レ於比知嶋、相謂之曰、今吾輩人船數衆。忽然到_レ彼、恐_レ彼防人、驚駭射戰。乃遣_二道久等_一、預_二稍披_一陳來朝之意_一。

とある。これは唐からの使者などの来訪を報告するものだが、ここで重要なのは、「対馬国司」が「筑紫大宰府」に来島の事実を報告している点である。勿論、ここに見える「国司」や「大宰府」といった表現は、後世の令文の知識による潤色の可能性もあるが、対馬から筑紫に対して情報を伝える点では、「大宰府」が国より上位の官司としての役割を持っていたことを窺わせる。

さらに、「筑紫大宰」は天武朝には祥瑞^(三)の献上を行つてゐる。大宝令制下の祥瑞だが、儀制令8祥瑞条では、祥瑞は中央への報告義務があつたので、それと同様に報告したものだろう。ただ、同条の規定では上瑞は諸司がまとめておいて、元日に一括して報告するとなつてゐるが、ここでは三つ足の雀について、その場で報告し、

第3表 「筑紫大宰」の所見記事

出典	所載	人物（立場）	内容
『日本書紀』	推古天皇十七年（609）四月庚子（4日）条		百濟からの来訪の報告。
	皇極天皇二年（643）四月庚子（21日）条		百濟からの来訪の報告。
	同年六月辛卯（13日）条		高句麗からの来訪の報告。
	大化五年（649）三月是月条	日向臣（帥）	任命。
	天智天皇十年（671）十一月癸卯（10日）条		対馬の来島の報告。
	天武天皇元年（672）六月丙戌（26日）条	栗隈王	近江朝廷側への協力拒否。
	天武天皇五年（676）九月丁丑（12日）条	屋垣王	土佐へ配流。
	天武天皇六年（677）十一月己未朔条		赤鳥を獻ずる。諸司人に禄を給う。
	天武天皇十一年（682）四月癸未（21日）条	丹比真人鳴	大鍾を奉る。
	同年八月甲戌（13日）条		三つ足の雀の報告。
	天武天皇十二年（683）正月庚寅（2日）条	丹比真人鳴	三つ足の雀の献上。
	天武天皇十四年（685）十一月甲辰（2日）条		物資の要求。
	持統天皇称制前紀朱鳥元年（686）閏十二月条		朝鮮三国の遺民・帰化人の献上。
	持統天皇元年（687）四月癸卯（10日）条		新羅の帰化人を献上。
	同年九月甲申（23日）条		新羅の使者に対し天武天皇の死去を伝える。
	持統天皇三年（689）正月壬戌（9日）条	栗田真人朝臣	隼人や物資を献上。
	同年六月壬午朔条		衣服を与える。
	同月辛丑（20日）条	栗田真人朝臣	僧などに綿を与えさせる。
	同年閏八月丁丑（27日）条	河内王（帥）	任官。
	持統天皇四年（690）十月戊午（15日）条	河内王	新羅使に饗宴を与えさせる。
	持統天皇五年（691）正月丙戌（14日）条	筑紫史益（府典）	長期間の勤務に対する表彰。
	持統天皇六年（692）閏五月己酉（15日）条	河内王（率）	僧を率い仏教を広めさせる。
	持統天皇八年（694）四月戊午（5日）条	河内王	叙位。
	同年九月癸卯（22日）条	三野王	任官。
『続日本紀』	養老四年（720）正月庚辰（27日）条	阿倍比羅夫（帥）	齐明朝の帥。
	宝亀十一年（780）七月戊子（26日）条		大宰府のことを示す。
	同年八月庚申（28日）条		大宰府のことを示す。

己酉。詔「筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅与阿多、可レ伝仏教。復上送大唐大使郭務悰、為御近江大津宮天皇、所造阿弥陀像上。」

とある。これは隼人に仏教を広めるとともに、唐使郭務悰から阿弥陀像を上申するように命じている。

このように、「筑紫大宰」は軍事や外交以外の地方行政の中の様々な側面を担っていた。勿論、立地上軍事や外交の重要性は高かつたと考えられるが、複数国（地方行政）一般を担当していたのだろう。ただ、ここで留意すべきであるのは、祥瑞といった外交関係以外の記事は天武朝以降に限られているということである。つまり、「筑紫大宰」が一般的な地方行政に関与するようになつたのは天武朝以降である可能性があるということである。

これらの「筑紫大宰」は官司やその長についてのものだが、一旦官司の構成員に関する史料を見てみると、『日本書紀』持統天皇五年（691）正月丙戌（14日）条がある。そこには

丙戌。詔曰、直広肆筑紫史益、拝「筑紫大宰府典」以来、於レ今廿九年矣。以「清白忠誠、不敢怠惰」。是故、賜「食封五十戸・施十五匹・綿廿五屯・布五十端・稻五千束」。

とある。ここでは二九年に亘り府典を勤めた筑紫史益を表彰し、恩賞を与えていた。直広肆は天武一四年の位階の四八階のうち、第一六位であり、比較的高位の存在であった。「典」という文言 자체は令文による潤色の可能性があるが、二九年間勤めたということ

は遅くとも六六二年（天智天皇元年）から勤めていたことを示す。

また、『日本書紀』持統天皇六年（691）閏五月己酉（15日）

条には

これは、大野城・基肄城の建設よりも前であり、組織としての「大宰府」が大野城・基肄城建設前の段階で成立していたことを窺わせる。

また、筑紫史益は他に見えないため、俄に断案を下せないが、筑紫史氏については『新撰姓氏録』左京諸蕃上に、「筑紫史／陳思王植／一名東阿王。」^(三五)之後也。と見えることから、益自身も渡来系氏族である可能性が指摘でき、渡来系氏族が編成され「大宰府」の組織に官人として勤務していたとも考えられる。

また、「大宰」は筑紫以外に見え、『日本書紀』天武天皇八(六七九)年三月己丑(二一日)条に

己丑。吉備大宰石川王、病之薨於吉備。天皇聞之大哀。則降「大恩」、云々。

と見える。ここでは「吉備大宰」の死去のみが伝わり、筑紫大宰のよう実際の職務を想定することはできない。また、持統天皇四年(六九〇)七月辛巳(六日)条には

辛巳。大宰・国司、皆遷任焉。

と見える。この前日には「八省百寮」の遷任の記事が見えるため、

この記事は大宰と国司とを対象にしたものであり、この段階では大宰と国司とは別個の存在であつたと考えるべきであろう。「筑紫大宰」は後の「大宰府」と同様の権限を持ち、複数国を管轄する存在であることは確認できた。しかし、ここで大きな問題となるのは、度々指摘したように、『日本書紀』の記述は、後世の大宝令の知識によつて潤色されている可能性があるとともに、「大宰」そのものも時代毎の変化がある可能性があり、仮に同じ「大宰」と記されていたとしても、同様のものであつたかどうかは分からぬ。

そこで、「大宰」と同様の存在であるとされる総領について見てみたい^(三六)。総領については、すでに多くの先行研究があり、屋上屋を重ねる恐れもあるが、大宰府の職務を考える上で重要であると考えられるので検討したい。まず、筑紫と総領との関係を示すのは、『続日本紀』文武天皇四年(七〇〇)一〇月己未(一五日)条である。そこには

己未。以「直大壹石上朝臣麻呂」為「筑紫總領」。直広參小野朝臣毛野為「大式」。直広參波多朝臣牟後閑為「周防總領」。直広參上

とある。筑紫や吉備といった地域に大宰と総領という別個のものが存在していたとは考えがたく、これらは同一のものを指していたと言える。また、これは大宝令施行直前であるが、「筑紫」の「大式」が存在しており、大宰府の前身の組織^(三七)であつたことが分かる。また、この直前の記事であるが、同年六月庚辰(三日)条には

六月庚辰。薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從「肥人」等、持「兵剽」却覓国使刑部真木。於「是勅」^(三八)紫惣領、准犯決罰。

とある。これは評司に対する処罰権を筑紫総領が持つていたことを示しており、筑紫総領の権限を示すものであると言えよう。

ただし、「坂元一九六四」の主張するように軍政官とする考え方がある。その根拠として挙げられているのが、『日本書紀』天武天皇一四年一一月庚辰(二日)条である。そこには、

十一月癸卯朔庚辰。儲用鉄一萬斤、送「周芳總令所」。是日筑紫大宰、請「儲用物、絳一百匹・絲一百斤・布三百端・庸布四百疋・鉄一萬斤・箭竹二千疋」。送「下於筑紫」。

とある。ここでは、「周芳總令所」に鉄を送り、同日に「筑紫大宰」に様々な物資を送つてゐる。確かに、軍事的物資も送つてゐるが、「渡部一九八二」が指摘するように、行政官たる国司であつても軍事的な役割は担つてゐるので、ここで軍事上必要な物資を送つたとしても、なんら不思議はない。国防上重要な地点に物資を供給するという面が強いであろう（三八）。天武朝の總領・大宰が行政官であつたことは先に指摘したとおりである。勿論、筑紫・吉備・周防・伊予は国防上の重要地点であり、朝鮮半島への窓口である筑紫については外交上の拠点であつたため、それらの役割を担つていたことに疑いはない。外交上の役割を担つていたことは推古朝から見える。先の検討を踏まえるのであれば、その役割に加えて天武朝に行政的役割が加わつたとみるのが自然であろう。そこで注目したいのが、「坂元一九六四」の説いた点である。つまり、壬申の乱以前の国司は強大な権力を持つてゐたが、『日本書紀』天武天皇元年（六七二）七月辛亥（二二日）条に

辛亥。將軍吹負、既定「倭地」、便越「大坂」、往「難波」。以餘別將等、各自「三道」進、至「山前」、屯「河南」。即將軍吹負、留「難波小郡」、而仰以西諸國司等、令「レ進」官鑰・駅鈴・伝印。

とあり、国司に鑑を一旦進上させるなど、実質的な一時的国司解任を行つてゐる。しかし、「黛一九六〇」の指摘する、天武朝の国司の職掌を列挙すると、

祥瑞 珍物の貢上、調の運京と徵収、兵器の管理、兵士の点定・騎射の訓練、造籍・浮浪の糾捉、戸口の管理、庸の運京、役の徵発、放生、神社修理、蕃客運送

であり、広範な職掌が規定されている。つまり、国司は壬申の乱の

後、一旦財政・軍事の権力を剥奪された上で、再度それらを与えたことになる。勿論、先述のように總領・大宰は国司とは異なる存在であり、新しい国司の職掌と大宰の職掌とを同一視することはできないが、祥瑞の貢上など、共通のものがあり、天武朝以降の筑紫大宰も同様の職掌を担つたものと考えられないか。

古代山城の多くは、当然のことながら白村江の敗戦以後の危機に即して造られたものであつた。当然、その時期は天智朝が多くなる。前述のように、このころの山城の建設の主体ははつきりとは分からぬ。また、大宰府に修理させた城を除いて、修理の記事が見られない。高安城のみである。高安城は当然その立地から、中央が自ら建築や修理を行つたものと考えられるので、大宰の関与は当然見られない。

ただ、大宝令施行の少し前に大宰府によつて城の修築が行つてゐることは、どちらかといふと軍事的側面といふよりは工事への人員動員といった行政的な側面の方が強いのであろう。現実には、外国からの侵攻がなかつたために、總領（大宰）の持つてゐる具体的な軍事的権限を窺うことは困難であるが、人員を動員することができたからには、非常時に軍事的活動を行ふことができたのであろう。

總領の行政的権限について、一つ重要な示唆を与えるのは、總領の持つ評司の銓議権である。前述のように、總領は中央の決定に基づいて、評司を処分する権限を有しており、監察権を持つてゐたと主張する。令制下においては、郡司の銓議権は中央が原則的に有していた「早川一九八四」。西海道については『続日本紀』大

宝二年（七〇一）三月丁酉（三〇日）条に

丁酉。聽^ニ大宰府專銓^ニ議所部國掾已下及郡司等^一。

とあるように、大宰府に与えられており、その前段階と言えるだろう。また、国司についても「国掾已下」の銓議権も認められていることについては大宰府の「遠の朝廷」としての在り方を示していると言える。

つまり、大宝令施行直後に大宰府は明らかに国をその配下に置く存在となつたと考えられる。

大宰や総領といった組織や人物は、かなり早い段階から存在を認めることができる。筑紫大宰については、その立地上の理由から外交的権能が早くからあつたことに疑いはない。そのことを別としても、「国」よりも広い範囲を早くから統括していたことは間違いない。中央へ対処を聞いていることからも、その行政上の自立性は制限されたものであつたであろう。早くから広域の行政を担つてきたものが、白村江での敗戦という軍事的な危機が強まりにより、軍事的な側面が付与された。しかし、壬申の乱により各地の有力者などの力を再認識した天武天皇によつて、その軍事的方面は一旦押さえられたが、日本（倭）と新羅との関係の変化、より正確に言えば新羅と唐との関係の変化による東アジア情勢の変化、再び対外関係方針の変更を迫られ、軍事的な権限を増さざるを得なかつたものであろう。ただ、大宝令施行直前まで、各地の総領は存在していたが、大宝令施行に伴い、筑紫のものが唯一の「大宰府」になるのを除いて、廃されたものである。

本章では、大宰府の持つ権限について、「繕治」記事の直後である令文の規定までに対する検討を行つた。令文の規定からは、大宰府も国司も基本的に同一の職掌を持つ存在であり、どちらも「城」

の運営に関与することを確認した。しかし、実際に修理を行つたのは大宰府であつた。軍事的な権限は古くから大宰・総領などと呼ばれる人々が持つていたが、一旦中央に回収され再分配されたものであつた。また、評司に対する監督権を認められた。天武朝の以後の筑紫大宰の長は皇族や真人姓の人物であり、監督権を与えた上で、中央の意向を汲んだ人物を配したものなのだろう。

では、最初に指摘したように、鞠智城（菊池城）所見記事において大宰府が見えなくなる若しくは事象の報告のみの中でしか見えなくなるのは一体何が理由であるのかを検討する必要があろう。そこで章を改めて、令制施行以後の在り方について検討したい。

二、令制以後の大宰府と鞠智城

（一）八世紀の大宰府の職掌

令文の定める大宰府の職掌は先に確認した。ここではそれを踏まえつつ、八世紀の大宰府の在り方を見てみたい。

八世紀の大宰府と山城の関係を示すのは大宰府跡の不丁官衙地区のSD2340から出土した木簡である^(三九)。この部分は八世紀中葉頃までに埋没したものであると考えられている。そこには、
為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀隨大監正六上田^ニ中朝[×]

とある。これは筑前・筑後・肥などの国のために、基肄城に収められた稻穀を出す目的で、大監である人物を派遣したものであろう。このことから、大宰府が基肄城の稻穀を管理する権限を有していたことが分かる。

また、奈良時代の大宰府の役割として特筆すべきなのは、藤原広

嗣の乱である。広嗣は当時大宰大弐であつたが、大宰府の軍事動員権を利用して、兵を集め反乱を起こしている。このことから、大宰府が軍事的な権限を實際に行使しうる存在であつたことが窺える。

そのような強大な権限が忌避されたのか、『続日本紀』天平一三年（七四一）正月辛亥（五日）条に

辛亥。廢_二大宰府_一、遣_二右大弁從四位下_一紀朝臣飯麻呂等四人_一、以_二廢府官物_一付_二筑前國司_一。

とあるように、大宰府は廢止された^(四〇)。その財政や職務は筑前国へと移された。『続日本紀』天平一四年八月丁酉（二五日）条には、

丁酉。制、大隅・薩摩・壱岐・対馬・多々良等國官人祿者、令筑前國司以_二廢府物_一給。公廨又以_二便國稻_一依_レ常給之。其_三嶋擬郡司并成選人等、身留_二當嶋_一、名附_二筑前國_一申上。仕丁國別

点_二三人_一。皆悉進_レ京。

とある。大宰府が担つていていた擬郡司に関する業務も筑前国に担当させている。上級官司としての大宰府がなくなつたのであれば、擬郡司の関する権限は中央に回収されて然るべきであるが、ここで筑前国に移管したということは、大宰府廢止後の西海道の行政態勢について実質的に変更するつもりはなかつたということになる。また、大宰府の持つていた財政基盤によつて、二国三島の官人の給与を与えることができたことを示している。さらに、天平一五年（七四三）一二月辛卯（二六日）条には

辛卯。始置_二筑紫鎮西府_一。以_二從四位下_一石川朝臣加美_一為_二將軍_一。

外從五位下大伴宿禰百世為_二副將軍_一。判官一人・主典一人。

とあり軍事的な権限をもつ鎮西府が置かれた。翌年正月には相当位・待遇などが定められている^(四一)。やはり、西海道北部の軍事的な重

要性は依然として高かつたものと思われる。しかし、最終的には天平一七年六月辛卯（五日）条に

辛卯。復置_二大宰府_一。以_二從四位下_一石川朝臣賀美_一為_二大弐_一。從五位上多治比真人牛養・外從五位下大伴宿禰三中並為_二少弐_一。

とあり、大宰府が復置されている。鎮西府態勢が維持されなかつたということは、西海道の行政上における大宰府の役割が大きかつたことを示しているだろう。そして、鎮西府將軍であつた石川朝臣加美（賀美）が大宰大弐となつてゐることは、軍事的な役割を持つ大宰府が再び設置されたことを示していよう。

大宝令施行後において、大宰府が城の築城に大きな権限を持つてゐたことは『続日本紀』天平勝宝八歳（七五六）六月甲辰（二二日）条に

甲辰。始築_二怡土城_一。令_二大宰大弐吉備朝臣真備專_一當其事_一焉。

とあることからも分かる。大宰大弐であつた吉備真備に怡土城の建設を担当させてゐる。このことから、八世紀の中葉においても、大宰府が城の建設を行ふ機関であつたことが確認できる^(四二)。

八世紀の大宰府そして肥後国について示唆を与えるのは、道君首名の存在である。道君首名はその卒伝が、『続日本紀』養老二年（七一八）四月乙亥（二一日）条に見え、そこには

乙亥。筑後守正五位下道君首名卒。首名、少治_二律令_一、曉_二習_一吏職_一。和銅末、出為_二筑後守_一、兼_二治肥後國_一。勸_二人生業_一、為_二制條_一、教_二耕營_一。頃畝樹_二菓菜_一、下及_二雞豚_一、皆有_二章程_一、曲尽_二事宜_一。既而時案行、如有_二不_レ遵_レ教者_一、隨加_二勘當_一。始

老少窃怨罵之。及_レ收_二其_一、莫_レ不_レ悅服_一。一兩年間、國中化之。又興_二築陂池_一、以_二廣_一溉灌_一。肥後味生池、及築後往々陂池

皆是也。由是、人蒙其利、于今温給、皆首名之力焉。故言
吏事者、咸以為称首。及卒百姓祠之。

とある。首名は、筑後守を務めていたが、肥後守も兼帶した。その中で善政を敷いた存在として賞賛されている。首名は灌漑や池の建造などを行つており、その中で在地社会の信頼を得たのだろう。

律令行政に通じた人物を態々複数国の国司にしたということは、肥後国はそれだけ重視された存在であったことを示していると言えよう。「佐藤二〇一四」の指摘するように、三関国の国司は関司を兼任するように、鞠智城の管理は国司が行っていたものなのだろう。そのため、鞠智城は実質的に国司の管理下にあつたとすべきだろう。先述のように、基肄城の稻穀の管理は大宰府が行っていた。ただ、大宰府からの距離を考えれば、国司が管理を行っていたものと考へるべきである。

怡土城の記事から分かるように、八世紀の大宰府も山城の建設や管理に関与していた。そして、廣嗣の乱に見えるように、軍事的な動員権をもつ存在であった。その権力の強さ故に、一度は解体されたが、すぐに再興された。また、ここでは詳述はしなかつたが、大宰府は独自の徵稅機構を有しており、行財政上の大きな権限を与えられていたものである。

(二) 九世紀における山城の記事と大宰府

九世紀にも数自体は少ないが山城に関する記事は散見する(第2表)。鞠智城においては「菊池城院」の兵庫の鼓が勝手になつたり、不動倉が火災で焼失したりするといった記事である。

ここで問題となるのは、最初にも述べたように、これらの報告は

(経由はしているが)大宰府からではなく、肥後国から出されたものであると考えるべきである。その理由は鞠智城が変質したためか、大宰府が変質したためであろうか。そこで、『類聚三代格』巻一八貞觀二年(八七〇)五月一日太政官符を見てみると、

太政官符

応交替檢定府庫器状事。

右參議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請備、(中略)、右大臣宣奉レ勅(中略)宜前後之司交替檢定、破損之物隨即修理。又修理年料須前司修理之物。後司交替之次、便即檢納、新司應修之料、細選尤損之物、同以下充、立為恒例、不上レ勞言上、大野城器仗宜准レ此。

貞觀十二年五月一日。

とある。まず、この官符は當時參議兼大宰大式であつた藤原冬緒の起請をもとに出されている。省略した部分も含めると、大宰府内の庫に収めている器仗は延暦年間の符により不動すなわち出納を行わないこととなつてゐるが、実際には損失などが起きてゐる点や元日の威儀に用いるものについては別扱いにしていることなどを報告した上で、庫の中の器仗を確認することを命じてゐる。そして、最後に大野城の器仗も同様にせよ、と命じてゐる。本官符は『類聚三代格』に収められているものなので、宛先は書かれていない。しかし、文脈上、大宰府に充てたものであることに疑いはない。そうすると、筑前国についての言及が全くなく、事書に「府庫」と書かれているので、大野城の器仗の官吏も大宰府が行つていたとするべきであろう。また冬緒は大宰大式ではあつたが、參議を兼ね、おそらくは京にいたものと考えられる。ただ、報告を受け提案を行うということ

は、大宰府に対する問題意識があつたものと言えるだろう（四三）。

大宰府が大野城の「庫」に関与している点を踏まえると、「菊池城院」の「兵庫」において異常な事態が起きているにも関わらず（報告を経由するのみで）関与が見えない。つまり、平安時代初期の段階で、大野城の「庫」は大宰府の管理下に属するが、鞠智城（菊池城）の「兵庫」は肥後国管理下になつてていると考えるべきであろう。大宰府が大野城を引き続き管理するということは大宰府が軍事的な役割を喪失したとは考えづらく、鞠智城そのものの在り方が変化したためと考へるべきであろう。

西海道の軍事的な役割の変化については『類聚三代格』弘仁四年年（八一三）八月九日太政官符では筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の六ヶ国の軍団兵士が大幅に削減されている点も挙げられる。その直接の理由は、大宰府や各国の官人が自分勝手に兵士を役夫のようを使っており、その疲れのため非常時に使い物にならないことが問題となつておき、そのため「強壮者」のみを残して削減すべきであるとしている。ここでは、当時の情勢について「中外無事」と記されており、国内外に大きな問題の無かつたとしている。また、ここで留意すべきなのは、兵士を役夫と別の存在としていることである。これまで城の修理について問題にしてきたが、城の修理などは本来的に行政によつて動員される人員によつて為されるものなのであって、軍政によつて動員されるものではなかつたと考へられるだろう。そして、それは山城建設のような大規模なものの場合、大宰府が担当したものであつたのだろう。

では、肥後国の軍団の人員が削減される中、鞠智城はどのような性質を持っていたのだろうか。この時期の鞠智城はIV期に分類され

る。この時期においては、それまでとは異なり主軸方向が真北を向く建物が出現したり、大型礎石建物が出現したりするなど、それまでの在り方とは大きく変化している。また、土器についても一旦出土量が減少した後に、回復するのがこの時期である。この変化は倉庫機能が強化したものであると指摘されている。鞠智城が非常時の駆け込み城として造られたのであるならば、当然そこには兵器や食糧は備蓄されていたはずである。通常であるならば、兵器は国、食糧は国郡が管理するものであつた。「兵庫」鳴動の記事が見えるので、そこに大野城に保管されていたような器仗や兵器が収められていたことは想像に難くない。そして、焼け米の出土や不動倉の燃えた記事は食糧の備蓄を示すものなのである。しかし、「中外無事」の状況下では大宰府直轄の軍事施設として、維持する必要が無いと判断されたのだろう。

時代は下るが、大宰府は藤原純友の乱のときに攻撃を受けている。瀬戸内海から攻撃した純友が落とした、ということは逆から見れば、朝鮮半島からの対外攻撃を受けた際、瀬戸内海への道を守るために、必然的に大宰府は死守せざるを得ず、大野城や基肄城を大宰府直轄から外すわけにはいかなかつたものと考へられる。これは、鞠智城の造られた白村江での敗戦の直後という国防臨戦態勢からの大きな変化であろう。

『日本三代実録』の元慶三年の記事では「菊池郡城院」としており、「兵庫」鞠智城地域が郡の管理下の施設、おそらくは郡の正倉院として扱われていた可能性もあるだろう。ただし、九世紀には郡司の在り方も大きく変質しており、令制当初の郡司が在地社会で伝統的な支配権を背景に実際の支配を行い、その上に中央からの派遣官で

ある国司がいるという態勢から、国司が郡司に対する支配力を強め、自らの下僚とする態勢へと徐々に変化していく時期であった。そのため、仮にこの郡の正倉院の一部であつたとしても、国の管理下にあつたものであつた可能性もあるだろう。いずれにしろ、鞠智城地域は軍事的緊張が薄れるに伴いその役割を変化させ、大宰府から肥後国へと管理の主体が移つたとは考えられないだろうか。

おわりに

本稿では、数少ない鞠智城の史料を手がかりに、鞠智城や他の山城に対する大宰府の関わり方を検討した。最初に述べたように、律令制下における大宰府は西海道諸国と太政官との間に存在する特別で重要な官司であつた。そのため、広嗣の乱に伴う廢絶においてもすぐに復置され、九世紀に到つても軍事上・外交上の役割は担い続けたものと考えられる。

しかし、鞠智城については、当初は大宰府がその修理を担うなど積極的な関与があつたが、九世紀に到つてはその関与が低下し肥後国へと移管されたものと考えられる。このことは、対朝鮮半島情勢の変化とともに有明海経由で侵攻される可能性まで考慮する必要が無くなつたことと、隼人に対する関係も安定し、南側に備える必要が無くなつたことが理由であつたと考えるべきであろう。

そのような鞠智城の変質は、軍事的な必要性が低下したということとつまり民政の割合が強まつたということと関係があると言えよう。能吏である首名が兼任してまで、肥後国の国司となつたのは、肥後の安定が西海道、ひいては日本の古代国家の安定のために重要なだつたためであろう。

平安時代における大宰府の鞠智城に対する関与の低下は、西海道における鞠智城の地位が低下したこと意味しない。むしろ日本（倭）の国家としての在り方を一変させた白村江での敗戦と、その後の唐・新羅からの侵攻に対する恐怖という「対外的危機」からこの地域が脱却し、民政に重きを置ける地域へと変質したということができるよう。

本稿では大宰府の職掌を中心に検討を行つたため、本来は徐々に成立し、そして律令制施行以後平安時代にかけて変質していく国司の在り方や国郡行政について、十分な言及ができなかつた。それらは律令国郡制そのもの解明と、その淵源や展開と合わせて解明すべきであるが、それらは今後の課題としたい。

注

(一) 六国史については『日本書紀』は岩波日本古典文学大系、『続日本紀』は岩波新日本古典文学大系、それ以外の国史は新訂増補国史大系に従う。ま

た、日付の比定もそれぞれに従う。

(二) 百濟の官位。一六階中第二位。

(三) この部分には、豊前国で神功皇后像が破裂したことを記す。

(四) また、『日本三代実録』貞觀一七年（八七五）六月二〇日辛未条は「廿日辛未。大宰府言、大鳥二集、肥後国玉名郡倉上、向西鳴。群鳥数百、噬抜菊池郡倉上草」とある。これも、『日本文德天皇実録』や『日本三代実録』の他の記事の「庫」と同様のものと考えができるだろうが、他のものとは異なり「城」の記載がない。

(五) ただ、その立地から西および南方向にその目的があつたことは間違いないであろう。

(六) 当然、これらの記事は同一の国史に記されたものではなく、異なる国史に記されたものであるので、編集方針の差によるものと考えることもできるが、それぞれの記事が実態を反映するものとして扱う。

(七) 当然、「道」には情報伝達などを担う文字通りの「道」の役割があり、その道上の各国が七道のそれぞれに属した。

(八) 平安時代、平城天皇の時代の大同年間には畿内及び各道に観察使が置かれたが、これも当初は参議が兼任（後に参議が廃止）していたものであり、

基本的には在京しており、任地にはいなかつたものと考えられる。なお、

当初の設置記事にはただ、「始置六道觀察使」。（『日本後紀』大同元年

(八〇六) 五月丁亥（二十四日）条）とだけ記され、どこに置かれたかは分からず、西海道には大宰帥がいるので置かれなかつたと指摘する場合もある。

(九) なお、律文に見える山城の在り方については「大高二〇一三」が指摘している。

(一〇) 大宰府「帶筑前国」。／主神一人（掌、諸祭祠事）。帥一人（掌、祠社・戸口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糾察所郡）・貢挙・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調。・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・闌遺雜物、及寺・僧尼名籍・蕃客・帰化・饗讌事。／大式一人（掌同帥）。少式二人（掌同大式）。大監二人（掌、糾判府内）。審署文案、勾稽失。察非違。少監一人（掌同大監）。大典一人（掌、受事上抄。勘署文案、檢出稽失、読申公文）。少典一人（掌同大典）。大判事一人（掌、案覆犯状、断定刑名。判諸争訟）。少判事一人（掌同大判事）。大令史一人（掌、抄写判文）。少令史一人（掌同大令史）。

大工一人（掌、城障・舟楫・戎器・諸營作事）。少工二人（掌同大工）。博士一人（掌、教授経業、課試学生）。陰陽師一人（掌、占筮相地）。

医師一人（掌、診候・療病）。算師一人（掌、勘計物数）。防人正一人（掌、防人名帳・戎具・教閱、及食料田事）。佑一人（掌同正）。令史一人。主船一人（掌、修理舟楫）。主厨一人（掌、醯・醢・壅・菹・醬・豉・鮓等事）。史生廿人。

(一一) 大式・少式の職掌も同様である。また、判官である大監・少監、主典

である大典・少典については一般の判官・主典と実質的な違いは無いので、ここでは問題にしない。

(一二) 長官・帥、次官・大式・少式、判官・大監・少監、主典・大典・少典。

(一三) これらの職掌は養老令の文言であり、『令集解』の古記（天平一〇年

(七三八) 頃成立）などから大宝令を復原することはできないが、大宝令文も同様であつたとしても差し支えないものと考える。

(一四) 大国／守一人（掌、祠社・戸口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糾察所部）・貢挙・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・闌遺雜物。及寺・僧尼名籍事。余守准此。其陸奥・出羽・越後等国・兼知饗給・征討・斥候。

壹岐・対馬・日向・薩摩・大隅等国・惣知・鎮捍・防守。及蕃客・帰化。三関国・又掌閔劔及閔契事。介一人（掌同守。余介准此）。大掾一人（掌、糾判国内）、審署文案、勾稽失、察非違、余掾准此。少掾一人（掌同大掾）。大目一人（掌、受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文）。余目准此。少目一人（掌同大目）。史生三人。

(一五) なお、郡司の職掌は職員令74大郡条に記載されるが、長官である大領の職掌（つまり長官・次官の職掌）は著しく抽象的な規定のみであり、具体的な項目が列挙されている、大宰府官人や国司とは大きく異なっている。

(二六) 大宝令制下の大宰府の名称についても、必ずしも西海道の統括機関が「大宰府」とだけ称されていたわけではないということについては、「橋本一九八〇」が指摘している。ただし、大宰府条については、『令集解』の一部の語句に注釈がついており、条文自体が大宝令に存在したことは明らかである。

(二七) 法典としての「律令」の画期をどこに認めるかという点の研究史上の問題点は「坂上二〇一四」によつて整理されている。

(二八) 後述のように、この段階で「大宰府」の「典」がおり、何らかの組織があつたことは間違いないであろう。

(二九) なお、「甲元」一〇〇六はこれを鞠智城と推測するが、判断材料がないので、保留する。ただし、その場合は、ここに記す「筑紫」は西海道のことを示すと考えられる。

(二〇) 唐では皇帝毎に律令が編纂されたが、日本令の直接の藍本となつたのは高宗のときに作られた永徽令と考えられている。

(二一) 唐律が『唐律疏議』の形で後世まで伝わったのに対し、唐令は早くに散逸した。そのため、さまざま典籍や出土史料から唐令を復原する作業が行われ、仁井田陞『唐令拾遺』や仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』の形でまとめられている。さらに、一九九九年に中国寧波の天一閣で北宋天聖令の一部分の写本が発見され、その中に唐令をもとにした宋令の条文と宋代に用いられなかつた唐令とが記されており、それが二〇〇六年に校刊されたことにより、さらに多くの条文が復原可能になつてゐる。

(二二) 卷三〇 三府督護州県官吏。

(二三) 言うまでもなく、これは一般的な傾向であるので、この原則にあてはまらない条文も一定数存在している。また、「坂本一九二九」は日本の郡司は唐の県官とは同一視し得ないことを早い段階で示している。そのような

観点は「石母田一九七二」の示した「在地首長制」を踏まえ、定説化しているものと考えられるが、ここでは条文継受に着目するため、字句の上の対応関係を重視している。

(二四) 『通典』卷三三職官一四。

(二五) 軍事的機能を担うものであり、条文の上で、明白に対応するわけではない。ただし、複数の州について管轄するなどの共通項は見いだせよう。

(二六) なお、条文排列上も、州の前に都督府があることが、国のために大宰府があることに対応する可能性も指摘できよう。

(二七) 前述のように、大宰府においては個別の職掌をもつものを後段においているので、唐令の参軍事との類似性を認めうるが、長官の職掌記載の特異性は認められるだろう。

(二八) 功曹・倉曹・戸曹・兵曹・法曹・士曹。

(二九) このような改変が行われた事情には、唐と日本とで地方官司の大きさが異なるといった事情もある可能性はある。

(三〇) 『続日本紀』文武天皇三年（六九九）一二月甲申（四日）条に見える三野城・稻積城の修理も大宰府に命じられている。

(三一) 『新撰姓氏録』左京皇別。

(三二) 一七年夏四月丁酉朔庚子、筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣・惠弥為首、一十人、俗七十五人、泊于肥後国葦北津。

(三三) 四月庚子（二二日）・六月辛卯（二三日）条。

(三四) なお、延喜治部省式2上瑞条によれば、赤鳥は上瑞。三足雀は見えないが、三足鳥は同じく上瑞。

(三五) 三国魏初代皇帝文帝の弟曹植（曹操の子）。

(三六) 坂元義種氏は、全く同じものの別名ではなく、時期により名称などに差があつたことを指摘する。

(三七) ただし、既に指摘したように、大宝令制下でも大宰府について表記掲れがあつたことが「橋本一九八〇」によつて指摘されているように、大宝令制下でもまだ「過渡期」であつたとすべきであろう。

(三八) その整理については「渡部一九八一」の整理を参照されたい。

(三九) 『木簡研究』九 一〇七頁。

(四〇) しかし、二月戊寅(三日)条では、大宰府の報告として新羅使の来朝を記し、庚辰(五日)条では、その帰国の記事を記しており、外交権をもつのは大宰府であるという認識があつたものと考えられる。

(四一) 正月戊午(三日)条。

(四二) 吉備真備は藤原仲麻呂の乱に際し、孝謙太上天皇の側でいち早く作戦を立てるなど、遣唐使での留学経験中に兵法に通じた人物であつた。そのため、その知識が期待され、築城に関与した可能性もあるが、判然としない。

(四三) 『類聚三代格』卷一八貞觀一八年(八七六)三月一三日太政官符も冬緒の起請をもとにし、権帥の在原行平が起請を出している。

参考文献

- 石母田正 一九七一 『日本の古代国家』岩波書店
- 磯村幸男 二〇一〇 『西日本の古代山城』森公章編『史跡で読む日本の歴史』3
古代国家の形成』吉川弘文館
- 大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」※1論文集
- 小田富士雄・坂上康俊 一〇〇六 『西海道』『列島の古代史』1 古代史の舞台』
岩波書店
- 家令俊雄 一九五三 「上代に於ける総領の研究」『藝林』四・二
- 菊地康明 一九五六 「上代国司制度の一考察」『書陵部紀要』六
- 熊本県教育委員会 一〇一三 『鞠智城と古代社会』一 ※1
- 熊本県教育委員会 一〇一四 『鞠智城と古代社会』二
- 熊本県教育委員会 一〇一四 『鞠智城跡II』論考編1—』※2
- 熊本県教育委員会 一〇一四 『鞠智城跡II』論考編2—』
- 甲元眞之 二〇〇六 『鞠智城についての考察』『肥後考古』一四
- 坂上康俊 二〇一四 『律令制の形成』『岩波講座 日本歴史3 古代』3
- 坂本太郎 一九二八 『大化革新の研究』著作集六『大化革新』吉川弘文館、
一九八八年
- 坂本太郎 一九二九 『郡司の非律令的性質』坂本太郎著作集八『律令制度』吉川弘文館、
一九八八年
- 坂元義種 一九六四 『古代総領制について』『ヒストリア』三六
- 佐藤 信 二〇一四 『鞠智城の歴史的位置』※2論文集
- 笹山晴生監修 二〇一〇 『古代山城』鞠智城を考える』山川出版社
- 関 晃 一九六二 『大化の東国国司について』著作集二『大化革新の研究
下』吉川弘文館、一九九六年
- 中西正和 一九八五 『古代総領制の再検討』横田健一編『日本書紀研究 第
十三冊』塙書房
- 橋本 裕 一九七六 『大宰府管内の軍団制に関する一考察』『律令軍団制の研
究』増補版一九九〇年
- 橋本 裕 一九八〇 『大宰府覚書』前掲書
- 早川庄八 一九七五 『律令制の形成』『岩波講座日本歴史2 古代2』岩波書
店
- 早川庄八 一九八四 『選任令・選叙令と郡領の「試練」』『日本古代官僚制の研

熊本県教育委員会 一〇一二 『鞠智城跡II』—『鞠智城跡第8~32次調査報告』—
熊本県文化財調査報告第276集

熊本県教育委員会 一〇一三 『鞠智城と古代社会』一 ※1

熊本県教育委員会 一〇一四 『鞠智城と古代社会』二

熊本県教育委員会 一〇一四 『鞠智城跡II』論考編1—』※2

熊本県教育委員会 一〇一四 『鞠智城跡II』論考編2—』

甲元眞之 二〇〇六 『鞠智城についての考察』『肥後考古』一四

坂上康俊 二〇一四 『律令制の形成』『岩波講座 日本歴史3 古代』3

坂本太郎 一九二八 『大化革新の研究』著作集六『大化革新』吉川弘文館、
一九八八年

坂本太郎 一九二九 『郡司の非律令的性質』坂本太郎著作集八『律令制度』吉川弘文館、
一九八八年

坂元義種 一九六四 『古代総領制について』『ヒストリア』三六

佐藤 信 二〇一四 『鞠智城の歴史的位置』※2論文集

笹山晴生監修 二〇一〇 『古代山城』鞠智城を考える』山川出版社

関 晃 一九六二 『大化の東国国司について』著作集二『大化革新の研究
下』吉川弘文館、一九九六年

中西正和 一九八五 『古代総領制の再検討』横田健一編『日本書紀研究 第
十三冊』塙書房

橋本 裕 一九七六 『大宰府管内の軍団制に関する一考察』『律令軍団制の研
究』増補版一九九〇年

橋本 裕 一九八〇 『大宰府覚書』前掲書

早川庄八 一九七五 『律令制の形成』『岩波講座日本歴史2 古代2』岩波書
店

早川庄八 一九八四 『選任令・選叙令と郡領の「試練」』『日本古代官僚制の研

究』岩波書店、一九八六年

松原弘宣 一九八九 「総領と評領」『日本歴史』四九二

黛 弘道 一九六〇 「国司制の成立」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年

八木 充 一九六三 「国郡成立過程における総領制」『律令国家成立過程の研

究』塙書房、一九六八年

米田雄介 一九七六 『郡司の研究』法政大学出版局

渡部育子 一九八二 「古代総領制についての一試論」『国司談話会雑誌』

挿図出典

第1図 岡田茂弘二〇一〇 「古代山城としての鞠智城」 笹山晴生監修 『古代山

城鞠智城を考える』 山川出版社

第2図 熊本県教育委員会二〇一二 『鞠智城跡Ⅱ 一 鞠智城跡第8～32次調査

報告一』 熊本県文化財調査報告第276集より